

# 地方都市視察報告書

総務区民委員会

1 実施日 平成27年10月21日(水)

2 視察地 大阪府大阪市

## 【市の概要】

(1) 面積 225.21㎡

(2) 人口・世帯数(平成27年9月1日現在)

○人口 2,698,024人

○世帯数 1,377,862世帯

(3) 大阪に市制が施行されたのは、明治22年(1889年)4月1日であるが、当初は東京・京都とともに特例によって府知事が市長の職務を兼務した。戦前は市会で選挙していたが、昭和22年4月に公選制になった。

昭和18年に全面的行政区画の変更を行い22区となり、昭和30年に6町村を編入、昭和49年に新たな4区を設置し計26区となったが、平成元年に一部統合し、現在の24区となっている。

平成23年度から、全市的な方針を踏まえ、各区・局における「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として、区・局運営方針を毎年度策定しているが、各区・局の目標像・使命、経営課題とともに課題解決のための事業戦略(施策レベル)・具体的取組(事務事業レベル)を示しているものである。

3 視察項目・内容

ヘイトスピーチ規制条例について

4 視察参加者

## 【委員】

雨宮武彦委員長

久保広介副委員長

佐藤佳一委員

北島としあき委員

平間しのぶ委員

渡辺清人委員

有馬としろう委員

おぐら利彦委員

ふじ川たかし委員

かわの達男委員

## 【随員】

議事係

濱野智子

氏家あふゆ

## 5 視察結果・所感

大阪市は、平成27年5月「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案」を市議会に提出し、現在継続審査中となっている。大阪市では、鶴橋、梅田、難波などでヘイトスピーチが発生しており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、市民等の人権を擁護し、その抑止を図っていくことを目的とし、大阪市人権施策推進審議会の答申を受け、条例を提案したとのことである。この度、国に先がけて条例を提案した大阪市の取り組みは、ヘイトスピーチの定義を明確にしていること、訴訟費用等の支援をすることなど先進的であった。

## 6 主な質疑項目

- (1) 条例の中で市民からの情報提供等の協力について
- (2) SNS等の取締り及び子どもが加害者になりうる場合の対応について
- (3) 子どもたちへの啓発について
- (4) 市長の強い意思について
- (5) ヘイトスピーチの現況と条例（案）に至る経緯について
- (6) 人権尊重の条例を基本とした検討部会について
- (7) ヘイトスピーチにあたるかの審査会における判断について
- (8) 訴訟まで踏み込めない場合の抑止力を高める方策について

## 7 その他

### 【共同視察者】

総務課長 山田 秀之

多文化共生推進課長 鈴木 靖

